

農業振興地域整備計画変更等理由書

山口農業振興地域整備計画

1 農業振興地域整備計画の変更理由

・経済事情の変動その他情勢の推移によるもの

平成 25 年 3 月に計画全体を見直して以降、地域人口の増加・集中による住宅等の土地利用需要の増大等の経済事情の変動その他の情勢の推移により、農用地利用計画の一部を変更する必要が生じたため。

2 農用地利用計画の変更理由等

番号	変更に係る土地の所在	項目	内容・概要等
1	阿知須中之坪 7027 番 1	現況地目	畑
		面積(a)	13.26
		変更概要	除外
		変更理由	資材置場
		除外要件 適合状況	①必要かつ適当であって、区域外土地をもって代えることが困難と認められること。
			本件は、事業主体の所有する申出地において資材置場とするため、除外の申出をするものである。 申出地は幹線道路の交差点付近に位置し、インターチェンジからも近いことから、資材搬入・搬出ルートとして高い利便性を備えている。また、必要十分な面積を確保でき、かつ車両の出入りが可能な立地条件にあることから、資材置場用地として適している。 周辺地域において、この条件を満たす農振農用地区域外の土地は存在しないため、申出地以外の代替性は無い。
			②農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障がないと認められること。
			地域計画の位置づけは無い。
			③区域内における農用地の集団化、農業利用に支障がないと認められること。
			申出地は3辺が非農地(市道、宅地等)に接しており、今回の除外によって農用地区域内における集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと認められる。
	④区域内における農用地の利用の集積に支障がないと認められること		
	認定農業者等による農用地利用の集積はなく、支障がないと認められる。		
	⑤区域内土地改良施設の機能に支障がないと認められること。		
	施設等については、廃止・加工等をしないことから機能が維持され、支障はないと認められる。		
	⑥土地改良事業等完了後8年経過していること。		
	土地改良事業等は施行されていない。		

番号	変更に係る土地の所在	項目	内容・概要等
2	秋穂東字沢 1712 番 1	現況地目	田
		面積(a)	14.76
		変更概要	除外
		変更理由	車両置場
		除外要件 適合状況	<p>①必要かつ適当であって、区域外土地をもって代えることが困難と認められること。</p> <p>本件は、事業主体が経営する事業の拡大に伴う敷地延長のため、自己所有地を車両置場として、農用地区域からの除外を申し出るものである。</p> <p>現在の事業所から敷地延長することで一体的に利用でき、県道に面していることから大型車両による搬入出も容易であり、利便性の良い立地条件を備えている本申出地を車両置場として整備することは適地であり、また、このような条件を満たす土地は周辺に存在しないため、他の農用地区域外の土地をもって代えることは困難である。</p>
			<p>②農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障がないと認められること。</p> <p>地域計画の位置づけは無い。</p>
			<p>③区域内における農用地の集団化、農業利用に支障がないと認められること。</p> <p>申出地は二辺を非農地（県道および宅地）に囲まれた農地であり、今回の除外によって農用地区域内における集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと認められる。</p>
			<p>④区域内における農用地の利用の集積に支障がないと認められること</p> <p>認定農業者等による農用地利用の集積はなく、支障がないと認められる。</p>
			<p>⑤区域内土地改良施設の機能に支障がないと認められること。</p> <p>当該変更により、農用地の保全上必要な施設（農道・用排水路）は加工しないため、農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはない。</p>
			<p>⑥土地改良事業等完了後8年経過していること。</p> <p>土地改良事業等は施行されていない。</p>

番号	変更に係る土地の所在	項目	内容・概要等
3	秋穂東字沢 1704 番 秋穂東字沢 1706 番 1	現況地目	田
		面積(a)	14.96
		変更概要	除外
		変更理由	車両置場
		除外要件 適合状況	①必要かつ適当であって、区域外土地をもって代えることが困難と認められること。 本件は、事業主体が、事業拡大に伴う車両置場用地として、除外の申出を行うものである。 また、事業拡大にあわせて、現在車両置場として借用している土地を返還するため、新たな用地確保が急務となっている。 あわせて、大型車両の搬出入が容易である道路条件（県道に隣接）や、旋回や駐車が可能な敷地面積を兼ね備えた本申出地を車両置場として適地である。 なお、このような条件を満たす土地は周辺に存在しないため、他の農用地区域外の土地をもって代えることは困難である。
			②農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障がないと認められること。 地域計画の位置づけは無い。
			③区域内における農用地の集団化、農業利用に支障がないと認められること。 申出地は二辺を非農地（県道および宅地）に囲まれた農地であり、今回の除外によって農用地区域内における集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと認められる。
			④区域内における農用地の利用の集積に支障がないと認められること 認定農業者等による農用地利用の集積はなく、支障がないと認められる。
			⑤区域内土地改良施設の機能に支障がないと認められること。 施設等については、廃止・加工等をしないことから機能が維持され、支障はないと認められる。
			⑥土地改良事業等完了後8年経過していること。 土地改良事業等は施行されていない。